

# 労働・助成金情報 特急便

第 130 号 (2023 年 11 月)

深川経営労務事務所

社会保険労務士 深川 順次

〒812-0014

福岡市博多区比恵町 11-7-701

TEL : 092-409-9257

FAX : 092-409-9258

厚生労働省「令和 3 年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」によると会社員・公務員の配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した労働者は 21.8%でした。その理由として「106 万円の壁」「130 万円の壁」「会社から支給される配偶者手当」を意識していると回答しています。

配偶者のある女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしている人が就業調整する理由

<b>【被扶養者認定基準（130万円）】</b> 一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
<b>【被用者保険加入（106万円）】</b> 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
<b>【配偶者の会社の配偶者手当】</b> 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

(出典) 厚生労働省「令和 3 年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」

## 【「130 万円の壁」への対応】

通常、年収 130 万円を超えると扶養から外れることとなりますが、パート・アルバイトで働く方が繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がり年収 130 万円をこえた場合に、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となります。配偶者だけでなく、学生であっても同様です。

### <一時的な収入変動の具体例>

- 他の従業員が退職したことにより、労働者の業務量が増加した
- 他の従業員が休職したことにより、労働者の業務量が増加した
- 業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が増加した
- 突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加した

※基本給が上がった場合、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合においては一時的な収入増加とは認められません。雇用契約書等を踏まえて、年間収入見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかな場合も被扶養者認定とはなりません。

人手不足への対応として、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、9 月 27 日に全世代型社会保障構築本部により「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されました。この対策は当面の対応として導入されるもので、制度の見直しは令和 7 年に予定されています。

今回は、年収の壁・支援強化パッケージの「130 万円の壁」への対応について紹介します。

### <事業主の証明による被扶養者認定>

一時的に年収 130 万円を超える被扶養者認定の判断に、事業主の証明の添付により扶養者の収入確認を円滑に行うことができます。

事業主の証明書の様式は、『被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』として厚生労働省ホームページにて公開されています。

この事業主の証明は「一時的な事情」として認定が行われるため、同一人について原則として連続 2 回までを上限とすることとされています。新たに被扶養者を認定する場合、認定後、少なくとも年 1 回は保険者において被扶養者に係る確認を行い、被扶養者の要件を引き続き満たしていることを確認することが望ましいとされています。したがって、連続する 2 年間の各年における収入確認において、事業主の証明を用いることが連続 2 回となります。

### <一時的な収入変動により年収 130 万円を超えた場合でも、扶養から外れる場合>

- 被保険者と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る
- 被保険者と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による収入額を上回る
- フリーランスや自営業者として収入を得ている
- 社会保険の適用要件を満たしている

### <年収 130 万円を超えていない場合でも、扶養から外れる場合>

- 労働時間が正社員の 4 分の 3 以上になった（週の所定労働時間 30 時間以上）

### <協会けんぽの被扶養者資格再確認実施>

協会けんぽでは、毎年、被扶養者の方が現在も加入要件を満たしているか再確認をしています。今年も 10 月 25 日から 11 月 13 日にかけて「被扶養者状況リスト」などが送付されているようです。提出期限は、12 月 8 日（金）です。

### ～令和 6 年 10 月から社会保険の適用拡大～

現在、厚生年金保険の被保険者数が常時 101 人以上の事業所では、すべての要件に当てはまる短時間労働者は厚生年金保険と健康保険に加入することになっています。令和 6 年 10 月からは、常時 51 人以上の事業所にも適用されます。扶養となっている方が、お勤め先で社会保険に加入された際には扶養から外す手続きが必要になります。

#### 短時間労働者の加入要件

- 週の所定労働時間が 20 時間上
- 所定内賃金が月額 8.8 万以上
- 2 か月を超えて雇用見込みがあること
- 学生でないこと（休学中・夜間学生は加入対象）

### ～令和 6 年秋に健康保険証の廃止予定～

令和 6 年秋に健康保険証の廃止が予定されており、令和 6 年秋以降、新規に健康保険証は発行しないことになっています。発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後、最大 1 年間、従来通り使用できる経過措置が設けられる予定です。マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等は、資格確認書を用いて医療機関等を受診することも可能です。

参考サイト：厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」

：全国健康保険協会「マイナ保険証を 1 度使ってみませんか？」

出典：「事業主の証明による被扶養者認定 Q&A」